

姫路市中学校部活動非常勤講師の募集について

地方公務員法第22条の2第1項第1号及び姫路市教育委員会所管に属する定数外職員の身分取扱に関する規定に基づき、姫路市立中学校部活動非常勤講師（パートタイムの会計年度任用職員）を募集しています。

1 任用期間

毎年、4月1日から翌年の3月31日までです。ただし、事務事業の見直し、組織機構の改廃、勤務状況及び勤務実績等により、任用期間を変更することがあります。

※ 採用後1月間は条件付採用期間です。

2 就業の場所

姫路市立中学校及び義務教育学校(後期課程)での勤務になります。

3 業務の内容

部活動指導業務です。運動部、文化部は問いません。

4 始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項

① 始業・就業の時刻等

校長が予め指定する時刻です。就業は概ね週あたり2時間程度です。ただし、1月の勤務時間を上限として同月内で割振り変更を行う場合があります。

② 休憩時間

ありません。ただし、勤務日の割振り変更等により、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩を勤務の途中にとることができます。

③ 所定時間外勤務の有無

ありません。

④ 休日勤務の有無

ありますが、部活動の実施日において、校長が予め指定する場合に限りです。

5 通勤手当

通勤距離が2 km 以上の場合に市の定める基準により支給します。

6 勤務を要する日

校長が予め指定する日に勤務します。ただし、勤務日に警報発令やその他の事情等により部活動が実施されなくなった場合は、勤務はありません。

7 休暇

姫路市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条～第15条により付与します。

8 賃金

- ① 基本報酬は、時給 1,500 円です。
- ② 報酬締切日は毎月末日で、報酬支払日は毎月 15 日です。

支払日が土曜日、日曜日又は祝日法による休日に当たるときは、それらの日後において、それらの日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日ではない日(その日が 18 日となるときは、14 日)に支給します。

9 報酬の支払方法

口座振込となります。

10 昇給、期末手当、退職手当

ありません。

11 退職に関する事項

定年制はありません。自己都合で退職する場合は、退職する 30 日以上前に届け出ることとします。

12 服務に関する規定(下記の規定があります。)

- ① 服務の宣誓（地方公務員法第 31 条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）
- ⑦ 懲戒処分等（地方公務員法第 27 条、第 28 条）

その他

- ・社会保険の加入はありません。※労災保険に加入
- ・雇用保険の適用はありません。
- ・営利企業等に従事する場合は事前に届け出てください。営利企業等に従事し、その勤務時間が本市における勤務時間と合計して 1 日当たり 7 時間 45 分(1 週間当たり 38 時間 45 分)を超えることとなるときは、職務専念義務を順守する必要があるため、勤務時間を変更、又は採用を取り消す場合があります。

※ その他勤務条件等は、姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。